

第5回革新的事業活動評価委員会 議事要旨

1 日時

平成 31 年 4 月 4 日 9:30～10:38

2 場所

中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

3 出席者

【委員】

安念委員長、大橋委員、小黒委員、落合委員、鬼頭委員、佐古委員、杉山委員、板東委員、程委員、増島委員

【事務局】

平井 内閣官房日本経済再総合事務局次長、中原 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

【出席者】

案件1.

環境省 大臣官房審議官(環境再生・資源循環局担当) 松澤審議官、環境再生・資源循環局 名倉廃棄物適正処理推進課長、中井総合環境政策統括官(代理出席:大臣官房 総合政策課 内藤企画評価・政策プロモーション室長)
株式会社エンビプロ・ホールディングス 坂本氏、株式会社しんえこ 代表取締役社長 春山氏

4 議題

新技術等実証計画の認定申請書について
その他(報告等)

5 議事経過

(1) 案件1に関して、申請者である株式会社エンビプロ・ホールディングス及び株式会社しんえこから申請内容の説明があり、その後、環境省から主務大臣の見解として認定の見込みであること及び市町村に対する事前説明ありたい旨の説明があった。

(2) 主な質疑応答は以下のとおり。

○ 委員

ボックスの設置予定数について教えて頂きたい。また利用者の利便性は何か。

○ 事業者

ボックスは、対象となる市町村ごとに、少なくとも1、2か所以上設置する。

回収ボックスは、24時間投下可能であり、クルマ社会であることから、住民の立場からは、利便性が高まると見込んでいる。

- 委員
質問は3点。まず、実証実験によるコスト削減をどう分析するのか。二つ目は、対象品目以外のモノの混入時に混入者が特定できない場合の対策をどうするのか、三つ目は、いくつかの自治体に断られた場合の対応はどうか。
- 事業者
コスト削減については過去の数字と比較して報告する。
二番目の質問については、必要に応じて、不法投棄事案として扱うが、過去の経験から、そうした事象が起きる可能性は高くはないと想定している。
三番目の質問については、自治体には丁寧に説明して理解を得ていく。仮にどうしてもやめてほしいということが起きた場合には無理に実証を行うことはしない。
- 委員
実証期間中、13市町村は、実証対象品目の回収はしなくていい、ということになるのか。
- 事業者
自治体が、いま行っている回収サービスを止めることにはならない。
- 委員
リサイクル対象品目以外の投下を予防・けん制するために、監視カメラを置くということだと思うが、ボックスへの危険ないたずらなどについての懸念と対策は考えているか。
- 事業者
これまでの事業で住民から回収した経験から言えば、大きな問題は生じないと考えている。更に、発火や放火などによる防火対策のために、熱感知による消火機能デバイスを回収ボックスに設置する措置を講じる方向で検討している。
- 委員
各自治体に1～2か所という話があったが、ボックスの数が少ないと、リサイクル率などを分析するためのデータとして、サンプルサイズが小さすぎるのではないか。対象市町村を絞り、ボックスの数を上げて密度を上げたほうがよいのではないか。
- 事業者
対象市町村を絞ると、循環利用の対象となるロットが小さくなってしまい、スケールメリットが十分にはかれないため、民間事業として継続していくためには、広域化が重要。
住民が多い市部では、ある程度の数のボックスを置くことになると思う。
- 委員
最適なルートを算出する評価関数について伺いたい。最適化するのには、ゴミの量と走行距離か。
- 事業者
IoTセンサーは、二つの機能があり、12時間おきにセンシングした現実の堆積量の通知と、ボックスに一定の割合が堆積したら通知する機能。これを受けて、自動的に回収ルートを設定する。さらに今後は先回りして堆積量をAIで予測し、最適ルートを設定することも検討している。

- 委員
近隣住民にとっては、臭いによる悪影響がないよう、回収頻度は考慮すべき。
- 事業者
今回実証の対象品目では、臭いが問題となるケースはあまりないと考えるが、回収頻度については、1週間に1回は行うことを予定している。
- 委員
実証地域内で運搬する際に、回収ルート途中の自治体の実証に反対した場合、回収先の別の自治体も実証対象から外すこととなるのか。
監視カメラについて、設置していることを、回収拠点に掲示するのか。
- 事業者
ご指摘のような状況になった場合でも、引き続き回収の対象として実証を継続する。なお、実際は本実証区域は広域連合で回収している自治体をまとめて実証地域としているため、ご指摘の状況は起こらないと想定している。
監視カメラの設置については、ホームページへ掲載するとともに、回収ボックスの設置場所にその旨を記載した看板等を設置し、周知を図りたい。
- 委員
回収ボックスの設置個所は、実証期間の間に、回収量に応じて、場所を変更して検証することはあるか。また、どのようなスケジュールで1年間の実証を行うのか。
- 事業者
回収ボックスは、仮に資源物がほとんど集まらなかつたら撤去することはあると思う。ただし、設置する場所の検討に際して、予めマーケティングはするので、それほど大きく変更することはないと思う。
スケジュールについて、認定後はすみやかに実証地域の各市町村を訪問し、説明する予定。ボックスは2〜3か月かけて設置し、その後も順次に増やしていくことになる。
実証後は、国内の他の地域へも拡大していきたいと考えている。
- 委員
コンビニやショッピングセンターに置く予定もあるか。
- 事業者
事業系の廃棄物は、今回の枠組みでカバーされていないが、回収ボックスの設置は、実証地域内の商業施設や公的施設にも声をかけていきたい。
- 委員
本実証では、自治体の反応、他の民間事業者の反応、住民の反応などのデータ収集も今後に向けて非常に重要な要素ではないか。
- 委員長
エンビプロ・ホールディングスとしんえこの資本関係は怎么样了なのか。
- 事業者
エンビプロ・ホールディングスは持ち株会社であり、しんえこは100%子会社である。
- 委員長

環境省に伺いたいですが、今回のリサイクル対象品目は専ら物という整理で許可不要になったと思うが、廃棄物でないという整理で許可不要とはならないのか。

○ 環境省

専ら物は社会通念上再生利用されるもの。法制上は、廃棄物ではあるが、許可は不要。古紙であれば、通常、監督の仕組みをかけなくても、集荷され一直線に製紙工場に行き、再生されることから、許可不要となったもの。

- (3) 申請者、環境省の退席後、委員会としての意見を審議し、委員会として、主務大臣の見解は適当である旨の意見を決定した。

(以上)